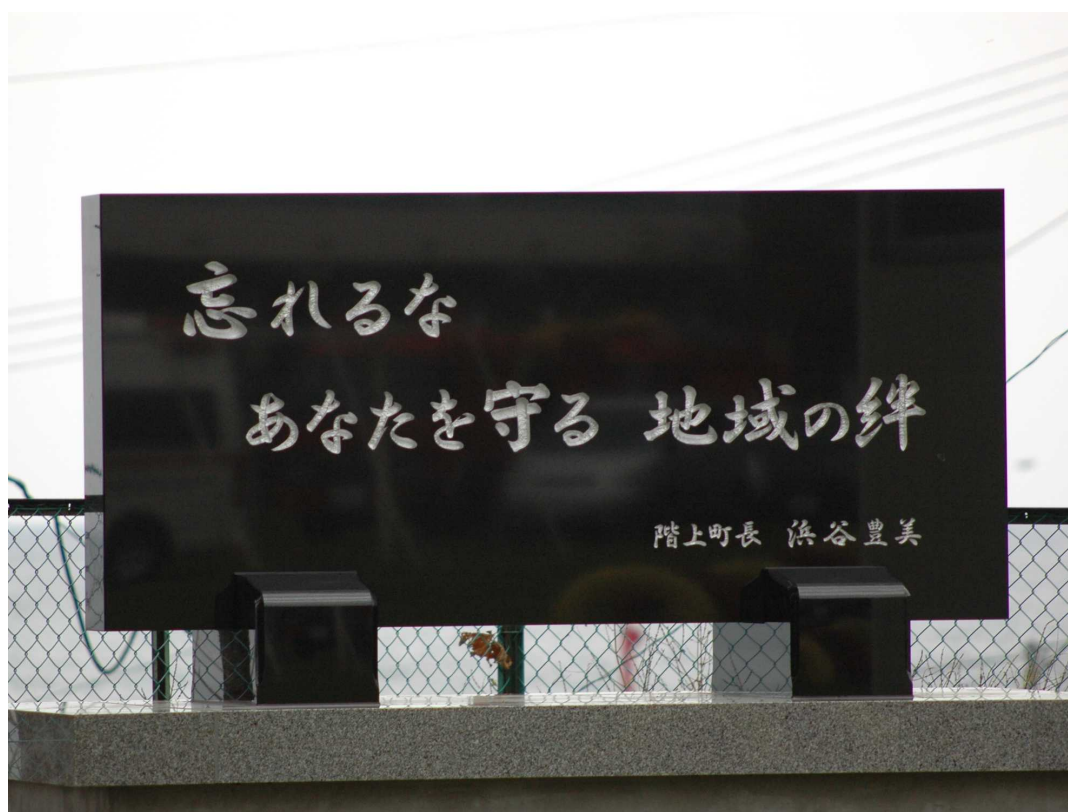


階上町津波避難計画



平成25年3月

階 上 町

【目次】

はじめに	-----	1
第1章 総 則	-----	2
1 計画の目的	-----	2
2 計画の見直し	-----	2
3 計画で定める事項	-----	2
4 用語の意味	-----	3
第2章 津波避難計画	-----	4
1 津波浸水想定区域	-----	4
2 避難対象地域	-----	4
3 避難目標地点	-----	5
4 避難方法	-----	5
5 避難困難地域	-----	6
6 緊急避難場所、津波避難所	-----	9
7 避難路	-----	10
8 避難誘導	-----	11
第3章 職員の動員等の初動体制	-----	12
1 動員体制	-----	12
2 職員の参集	-----	12
3 職員の参集上の留意事項	-----	12
4 制水門の開閉措置	-----	12
第4章 防災事務に従事する者の安全の確保等	-----	15
1 防災事務に従事する者の完全の確保	-----	15
2 防災施設の安全対策の検討	-----	15
第5章 津波情報の収集・伝達	-----	15
1 津波情報等の収集	-----	15
2 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報	-----	15
3 津波実況の情報収集	-----	16
4 大津波警報等の伝達系統と伝達手段	-----	16
第6章 避難指示等の発令	-----	18
1 避難勧告、避難指示の発令基準および発令内容	-----	18
2 避難勧告、避難指示の発令手順	-----	19
3 避難勧告、避難指示の伝達方法	-----	19
4 避難勧告、避難指示の解除	-----	19

第7章	平常時の津波防災啓発	19
1	津波防災啓発	19
2	津波に対する心得	19
3	津波防災啓発の内容	20
4	普及・啓発	20
5	自主防災組織の育成	20
6	防災リーダーの育成	20
7	ワークショップの開催	20
第8章	津波防災訓練	21
1	訓練の目的、体制	21
2	訓練の内容等	21
3	訓練の項目	21
4	訓練結果の検証	21
第9章	観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策	22
1	情報伝達	22
2	避難所等の看板、誘導標識の設置	22
第10章	災害時要援護者の避難対策	22
1	環境整備	22
2	情報伝達	22
3	社会福祉施設等の避難対策	22
4	在宅者への対策	22
5	啓発	22
第11章	小学校、中学校の避難対策	23

【はじめに】

平成 23 年 3 月に東北地方太平洋沖地震が発生し、太平洋側の東北地方から関東地方にかけての広範な地域で、甚大な被害が発生した。想定を超える津波が発生したことや、液状化や原子力発電所の事故なども加えて複合災害となったことなどにより、被害が一層拡大した。一方で、日頃から津波に対する訓練を行い、大きな揺れが発生したら、直ちに避難するという体制が整っていた地域では、多くの命が救われたことも明らかとなった。

階上町においては、震度 5 強の強い揺れを観測し、幸い人的被害はなかったものの、巨大津波の襲来とともに町民の生活や経済基盤に大きなダメージを受け、沿岸部を中心に大きな爪痕を残した。

過去には、明治 29 年の明治三陸津波、昭和 8 年の昭和三陸津波、昭和 35 年のチリ地震津波などにより被害が発生した。

また、平成 24 年 10 月に公表された青森県津波浸水予測図によると階上町沿岸では、高さ 16m～20m の津波により、約 2km²(東北地方太平洋沖地震津波による浸水区域は 0.5km²) の区域が浸水することが予想されている。

平成 23 年 3 月の東日本大震災を受けて、平成 23 年 12 月には国の防災基本計画の修正が行われ、津波対策の強化を進めていくことに重点が置かれている。津波により沿岸域では広域かつ甚大な被害が想定されている階上町においても、津波対策は緊急の課題となっている。

人的な被害を防ぐためには、海岸付近で強い揺れやゆっくりとした長い揺れを感じた場合には、安全な高台へ迅速に避難する津波からの避難行動が、極めて重要となる。

このため階上町では、津波対策のうち効果の高い「逃げる対策」を重点課題として推進するため、津波避難のため津波避難計画を作成し、基本的な対応を明確にした。

平成 25 年 3 月
階 上 町

第1章 総 則

1 計画の目的

この計画は、将来、発生が予想される最大クラスの津波災害に対し、地震、津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から10数時間の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の見直し

この計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときには、これを見直す。

3 計画で定める事項

この計画では、以下の事項について定める。

(1) 津波避難計画

- ア 津波浸水想定区域
- イ 避難対象地域
- ウ 避難目標地点
- エ 避難方法
- オ 避難困難地域
- カ 緊急避難場所、津波避難所
- キ 避難路
- ク 避難誘導

(2) 職員の動員等の初動体制

(3) 防災事務に従事する者の安全の確保等

(4) 津波情報の収集・伝達

(5) 避難指示等の発令

(6) 平常時の津波防災啓発

(7) 津波防災訓練

(8) 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

(9) 災害時要援護者の避難対策

(10) 小学校、中学校の避難対策

4 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味等は表1のとおりとする。

■表1 用語の意味等

用語	用語の意味等
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域および水深をいう。
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域にもとづき町が指定する区域をいう。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域と同じ範囲で指定する。
避難路	避難する場合の道路で、町が指定する。
避難経路	津波避難所、緊急避難場所、避難路等までの経路で、自主防災組織、住民等が設定する。
緊急避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。町が指定に努めるもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため「避難所」とは異なり、それらが整備されていないこともあり得る。
避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも緊急避難場所とは一致しない。
避難所	住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設をいう。町が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。
災害時要援護者	一般的には高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、難病患者、外国人等をいう。

第2章 津波避難計画

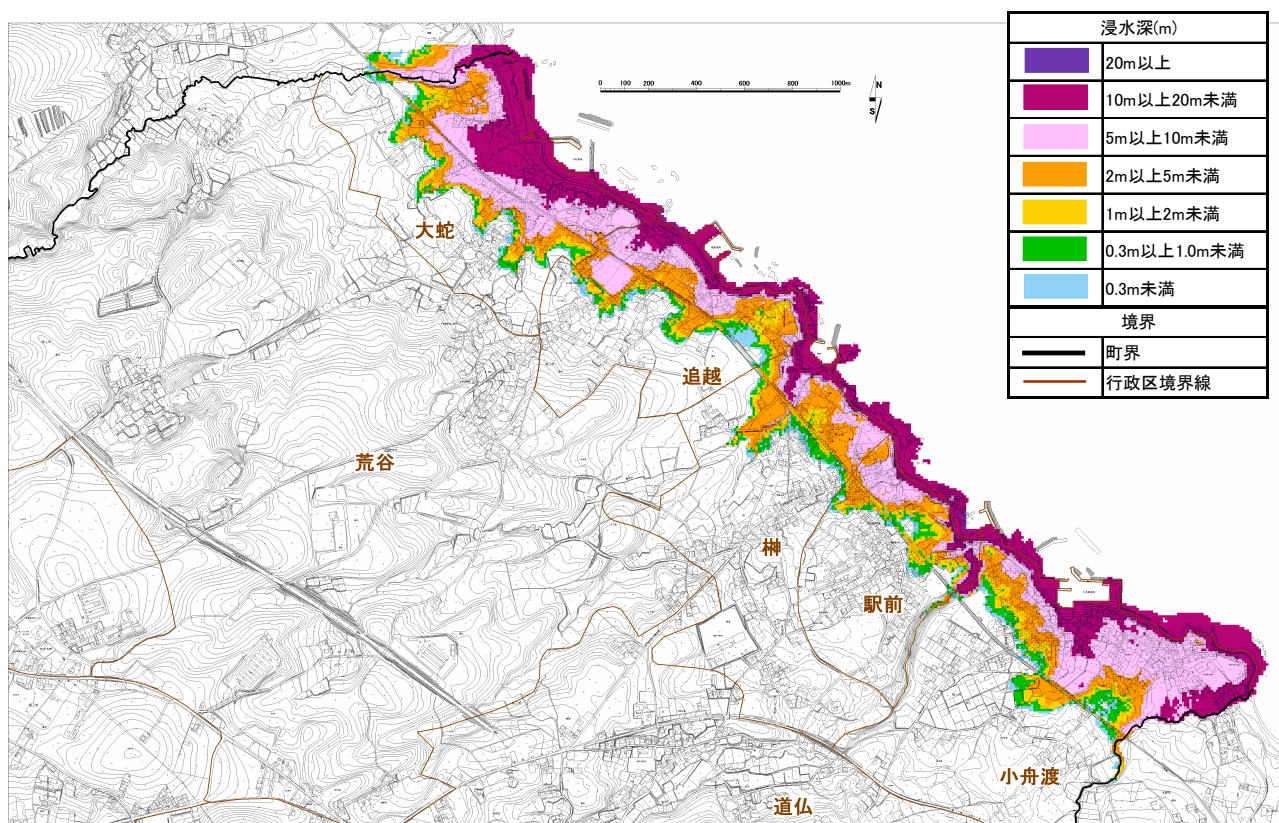
1 津波浸水想定区域

青森県が平成24年10月2日に公表した津波浸水予測図に基づき、津波浸水想定区域を図1に示す区域で設定する。

2 避難対象地域

避難対象地域は、津波浸水想定区域と同範囲として設定する。

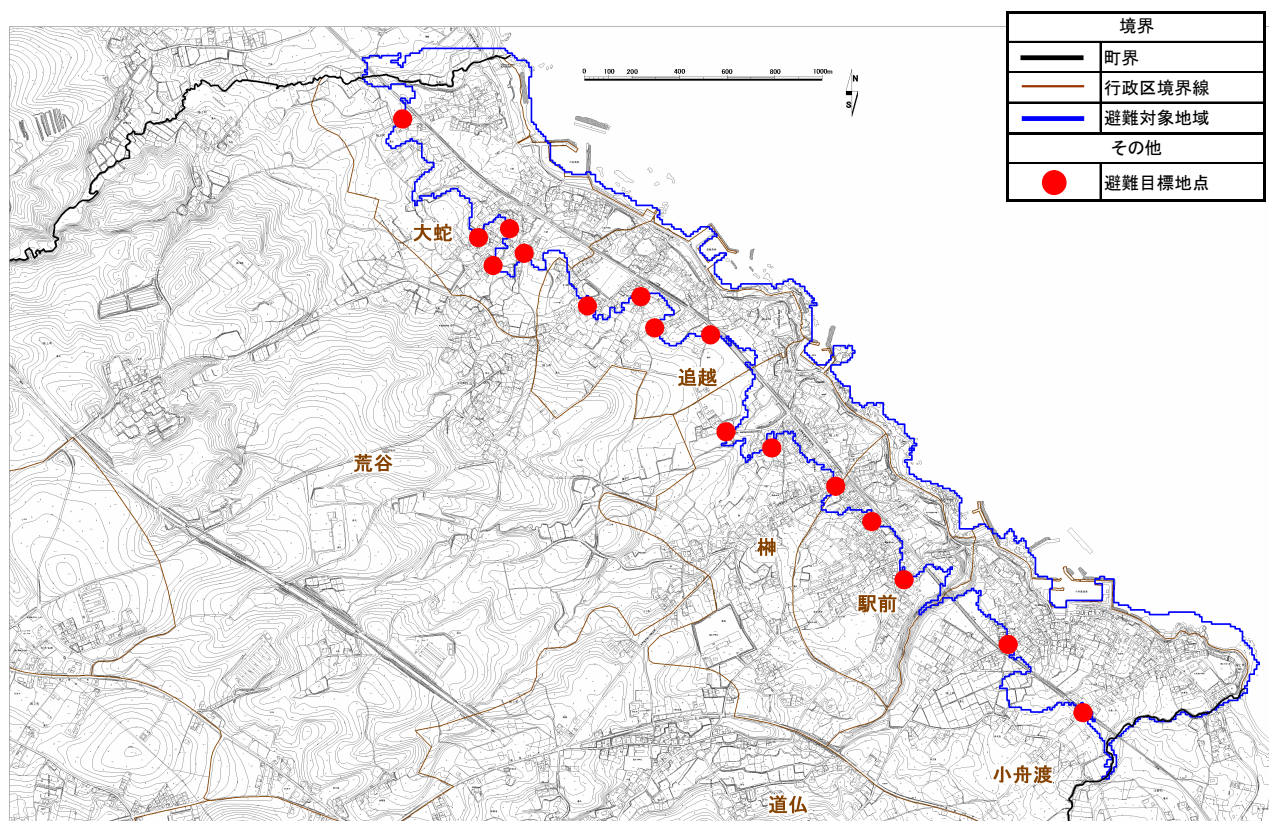
■ 図1 津波浸水想定区域（＝避難対象地域）



3 避難目標地点

避難目標地点は、図2に示す避難対象地域の外縁と高台へ向かう道路の交差点に設定する。

■ 図2 避難目標地点



4 避難方法

避難する場合の方法は、原則として徒歩とする。ただし、高齢者等の徒歩での避難が困難な場合や緊急を要する場合、自転車、オートバイ、または、車両の乗り合わせ等により避難する。

歩行速度は1.0m/秒(時速3.6km)をとする。ただし、歩行速度が低下することを考慮して、歩行困難者、身体障害者、乳幼児等の災害時要援護者については、0.5m/秒(時速1.8km)とする。

健常者の歩行速度：1.0m/秒(分速60m、時速3.6km)

災害時要援護者の歩行速度：0.5m/秒(分速30m、時速1.8km)

※歩行速度は、「市町村における津波避難計画策定指針(平成14年3月：消防庁)」による。

5 避難困難地域

(1) 津波到達予想時間

津波到達予想時間は、青森県が望ましいとしている津波影響開始時間とする。本町では、津波影響開始時間の最短時間、13分を津波到達予測時間とする。

津波到達予想時間=13分：初期水位から-20cmになるまでの最短時間

(2) 避難可能距離

避難可能距離は、下式により算出する。算出した避難可能距離を表2に示す。

避難可能距離(m)

$$= \text{歩行速度 (m/秒)} \times (\text{津波到達予想時間 (分)} - \text{避難準備時間 (分)}) \times 60$$

$$= \text{歩行速度 (m/秒)} \times (13 \text{ (分)} - 2 \text{ (分)}) \times 60$$

$$= \text{歩行速度 (m/秒)} \times 11 \text{ (分)} \times 60$$

■表2 避難可能距離

健常者	災害時要援護者
660m	330m

建物から避難目標地点までの距離を図3に示す。

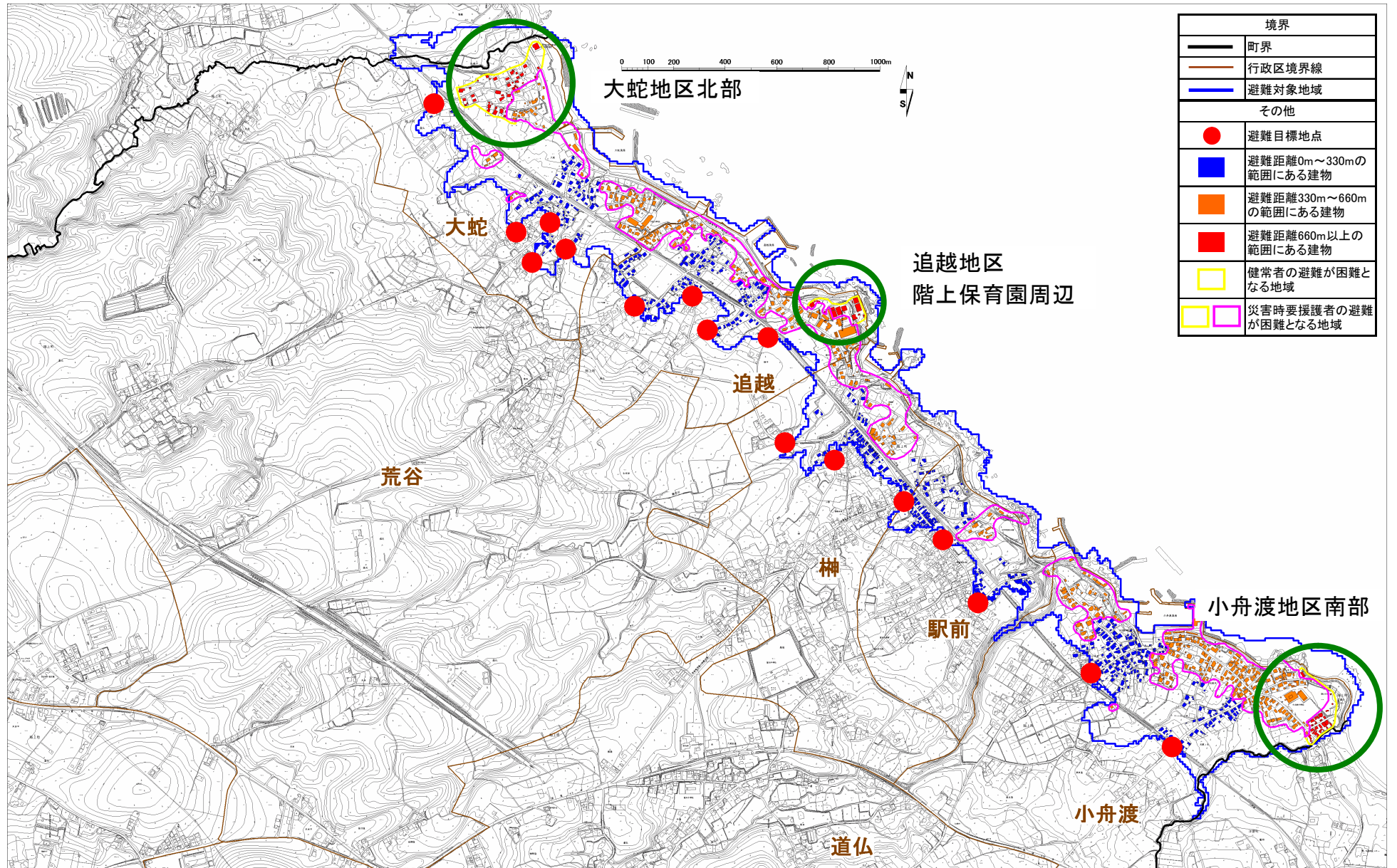
(3) 避難困難地域

建物から避難目標地点までの距離が避難可能距離を超える避難困難地域を表3および図3に示す。

■表 3 避難困難地域等

避難目標地点までの距離 が 660m 以上の地域 （健常者の避難が困難と なる地域）	避難方法の検討等
大蛇地区北部 追越地区階上保育園周辺 小舟渡地区南部	① 普段から住民に避難目標地点まで遠いことを周知する。 ② 走って避難することなどにより、避難時間が短くなるよう住民に検討していただく。 【2.0m/秒(分速 120m、時速 7.2km)で避難することにより、避難可能時間 11 分以内で避難対象地域全域から避難目標地点に到達可能】
避難目標地点までの距離 が 330m 以上の地域 （災害時要援護者の避難 が困難となる地域）	「第 10 章 災害時要援護者の避難対策」で述べる方法により、災害時要援護者の安全な避難を確保する。

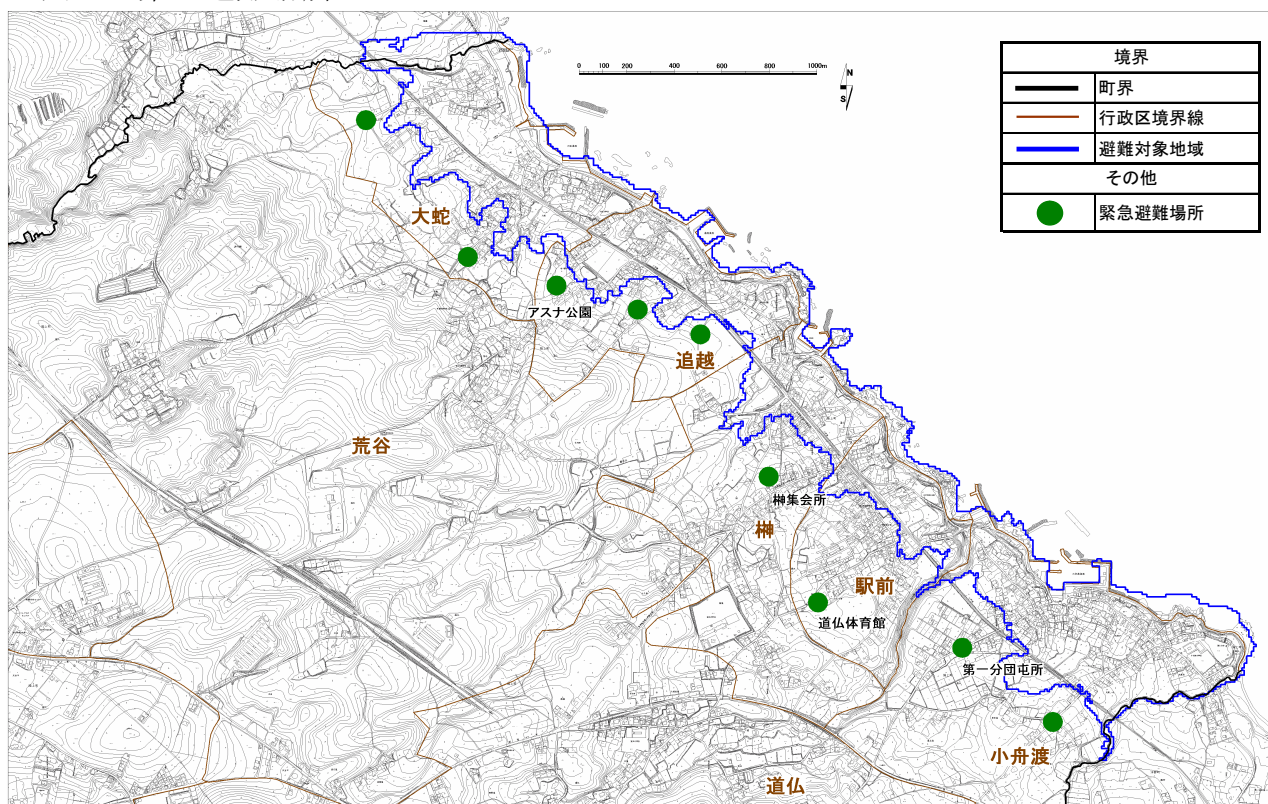
■ 図3 避難困難地域等



6 緊急避難場所、津波避難所

緊急避難場所は、図4に示す場所、津波避難所は、表4および図5に示す施設とする。

■図4 緊急避難場所



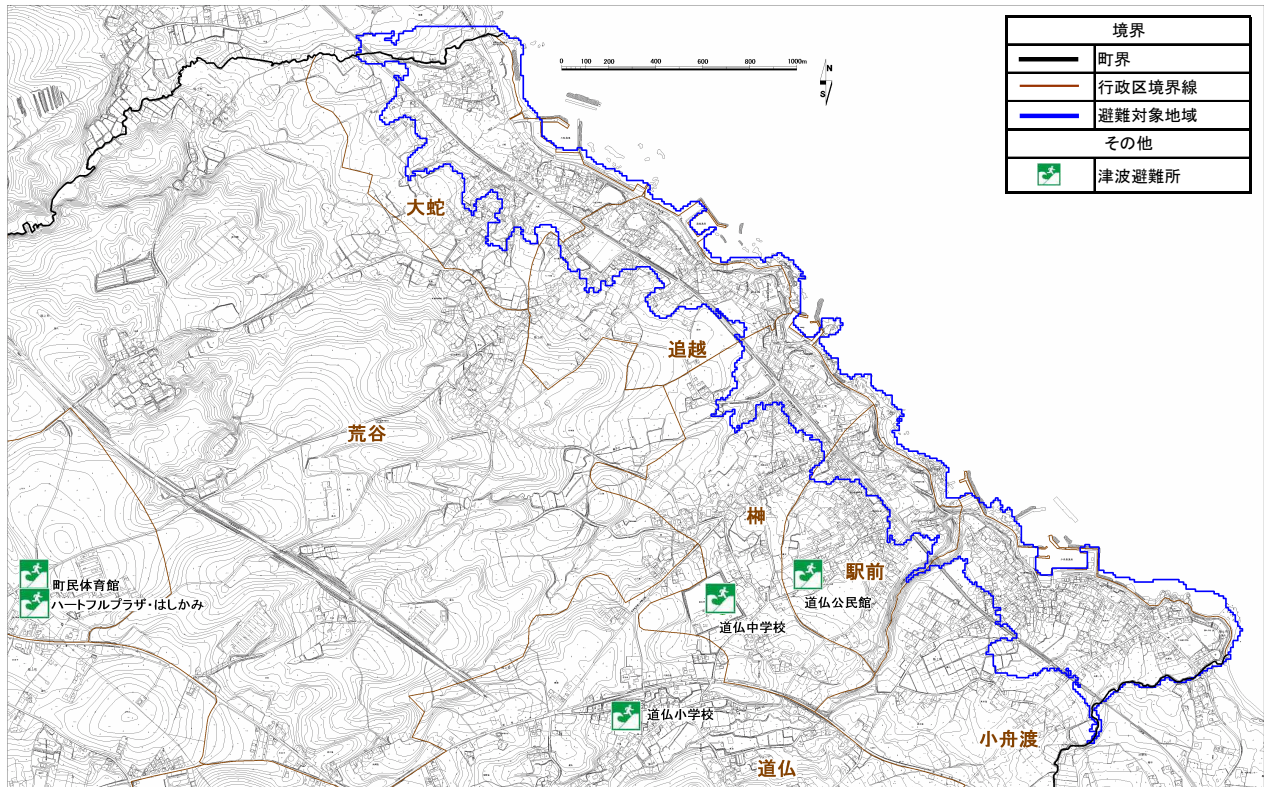
■表4 津波避難所

津波避難所名	収容可能人口(人)	避難対象行政区名	行政区域内人口(人)			避難対象区域内人口(人)		
			健常者	災害時 要援護者	合計	健常者	災害時 要援護者	合計
町民体育館	875	大蛇	418	18	436	298	13	311
ハートフル プラザ・はし かみ	792	追越	384	6	390	270	4	274
小計	1,667		802	24	826	568	17	585
道仏公民館	262	榊	521	10	531	150	3	153
道仏中学校	2,001	駅前	645	31	676	240	12	252
道仏小学校	1,416	小舟渡	842	17	859	617	13	630
小計	3,679		2,008	58	2,066	1,007	28	1,035
合計	5,346		2,810	82	2,892	1,575	45	1,620

※収容可能人口は、津波避難所の床面積(m²)÷1.0(m²/人)で算出

※1.0(m²/人)は、「市町村における津波避難計画策定指針(平成14年3月：消防庁)」による。

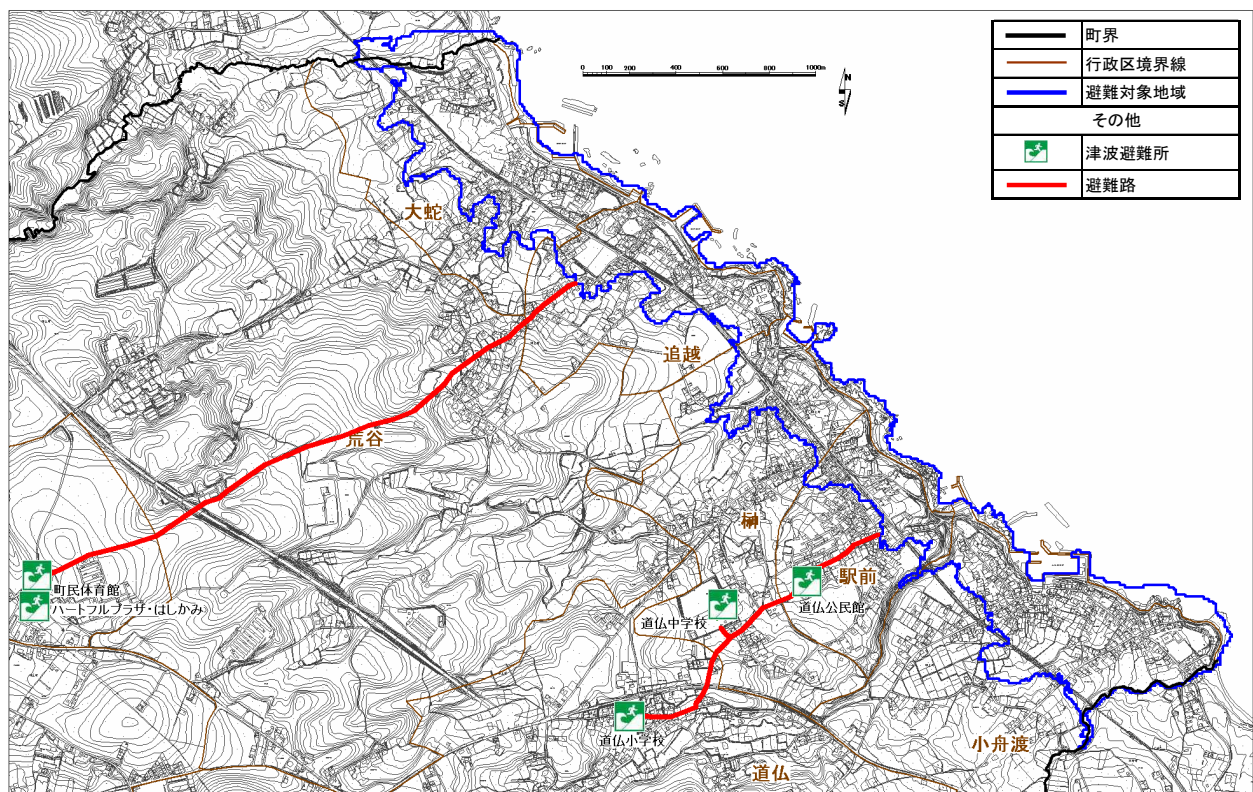
■ 図5 津波避難所



7 避難路

津波避難所までの町が指定する避難路は、図6に示す道路とする。

■ 図6 避難路



8 避難誘導

- (1) 住民等は、自主防災組織を中心とする避難誘導體制に基づき、災害時要援護者を支援しながら、被災状況に応じて適切な避難誘導を行う。
- (2) 住民等が避難する場合、八戸警察署および消防団、各関係機関は連携して避難誘導を実施する。
- (3) 夜間における津波の発生、地震による停電など、最悪の事態を想定し、自主防災組織等は、避難誘導訓練の実施等により、万全をきたす。

●各地区を襲った津波



大蛇地区の護岸を越えた津波



追越漁港を飲み込んだ津波



小舟渡漁港を飲み込んだ津波

第3章 職員の動員等の初動体制

1 動員体制

職員は、津波注意報や津波警報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合は速やかに表5に示す動員体制により、災害対応を実施するものとする。

2 職員の参集

(1) 勤務時間内における参集

職員は、勤務時間内に津波注意報、津波警報、大津波警報、または、震度4以上の地震が観測された場合は、速やかに動員体制・初動体制基準に基づき、災害対応業務に従事する。

(2) 勤務時間外における参集

職員は、勤務時間外に津波注意報、津波警報、大津波警報、または、震度4以上の地震が観測された場合は、その情報を認知後、速やかに動員体制・初動体制基準に基づき町役場に登庁し、災害対応業務に従事する。

3 職員の参集上の留意事項

(1) 職員は、あらかじめ定められた災害時における動員体制・初動体制基準および自己の任務を十分認識し、災害発生のおそれがある場合、または、災害の発生を察知したときは、配備命令を待つことなく自主的に速やかに町役場に参集し、防災活動に従事しなければならない。

(2) ただし、津波浸水想定区域にいる職員は、強い地震もしくは長時間のゆっくりとしたゆれを感じて避難が必要であると認められる場合、避難の呼び掛けや率先避難することで、住民の避難行動支援を行うとともに、自身の安全を確保したうえで、町役場に参集するものとする。

(3) 職員は、目視で分かる範囲で、参集途上における被災の状況等を把握し、所属長、または、責任者に報告を行う。

4 制水門の開閉措置

町内海岸地域には、主に湛水防除対策として設置された水門が2箇所あり、建設課職員が開閉を担当する。

■表5 職員の動員体制・初動体制基準(その1)

パターン	災害及び注意報・警報の種類	体制	総務部 総務班、調査広報班	総務部 企画財政班	総務部 会計班	産業建設部 管理班	教育部 学務班	教育部 社会教育班
			初動対応	初動対応	初動対応	初動対応	初動対応	初動対応
A	震度4の場合で県などへの報告	役場待機	情報収集(小)			情報収集 (公共建築物)(1箇所) 被害調査 (下水施設)(4箇所)	被害調査 (学校施設) (8箇所)	被害調査 (文化財、社会福祉施設) (8箇所)
B	青森県太平洋沿岸に津波注意報が発表された場合 予想される津波の高さ 0.2m ~ 1m	警戒体制	情報収集(中) 防災無線			沿岸部の警戒	学校関係の情報収集	
C	町域で震度5弱・強の地震が観測された場合	嚴重警戒体制	被害情報(大)、 消防団依頼	町有財産被害調査 公共交通の被害状況把握	災害対策本部等の指示に従い 応急対策	町営住宅等の被害調査及び 応急修理(公共建築物)	災害対策本部等の指示に従い 応急対策	災害対策本部等の指示に従い 応急対策
D	青森県太平洋沿岸に津波警報が発表された場合 予想される津波の高さ (1m ~ 3m)		災害警戒対策本部の設置 防災無線 各種対応	災害対策用物品の調達、 公用車の確保と配車、燃料 の確保	災害対策本部等の指示に従い 応急対策	水防(バリケード、通行止め)	災害対策本部等の指示に従い 応急対策	災害対策本部等の指示に従い 応急対策
E	青森県太平洋沿岸に津波警報が発表された場合(震度5弱以上の地震による) 予想される津波の高さ (1m ~ 3m)		災害警戒対策本部の設置 防災無線 各種対応	災害対策用物品の調達、 公用車の確保と配車、燃料 の確保	災害対策本部等の指示に従い 応急対策	水防(バリケード、通行止め)	災害対策本部等の指示に従い 応急対策	災害対策本部等の指示に従い 応急対策
F	町域で震度6弱以上の地震が観測された場合、または、青森県太平洋沿岸に大津波警報が発表された場合 予想される津波の高さ (3m以上)	非常体制	災害対策本部の設置 防災計画上の活動実施	災害対策本部の設置 防災計画上の活動実施	災害対策本部の設置 防災計画上の活動実施	災害対策本部の設置 防災計画上の活動実施	災害対策本部の設置 防災計画上の活動実施	災害対策本部の設置 防災計画上の活動実施

※1 その他の職員については、所属長や総務課長の指示によりいつでも登庁できるよう準備体制とする。

※2 各課で被害調査や情報収集をまとめ総務課へ連絡する。

※3 参集した際には被害のあるなしにかかわらず、参集した人の名前と人数、それぞれの参集、解散時間を報告する。

※4 震度の確認については三八上北で速報が出た場合、速報の情報で参集行動をとり、町役場に向かって途中、町域の震度が動員基準以下の震度である場合は、各課の課長、または、対策要員へ連絡したうえで、町役場への参集は行わない。

※5 体制の名称は、階上町地域防災計画の対策本部班の名称と同一である。

■表5 職員の動員体制・初動体制(その2)

パターン	災害及び注意報・警報の種類	体制	産業建設部 農林水産班、商工班	保健福祉部 保健衛生班、医療救護班	保健福祉部 福祉班	町民部 税務班	町民部 環境衛生班
			初動対応	初動対応	初動対応	初動対応	初動対応
A	震度4の場合で県などへの報告	役場待機	被害調査 (管理施設) (2箇所)				被害調査 (断水の有無)
B	青森県太平洋沿岸に津波注意報が発表された場合 予想される津波の高さ 0.2m ~ 1m	警戒体制					
C	町域で震度5弱・強の地震が観測された場合	嚴重警戒体制	被害調査 (管理施設)	医療機関の被害調査(医療機関2箇所)負傷者の把握	被害調査(1箇所)災害時要援護者の安全確認と確保	災害対策本部等の指示に従い応急対策	被害調査 (断水の有無)
D	青森県太平洋沿岸に津波警報が発表された場合 予想される津波の高さ (1m ~ 3m)		災害対策本部等の指示に従い応急対策	医療、助産及び保険に関すること。 福祉Gの応援	避難所運営、福祉施設の調整	災害対策本部等の指示に従い応急対策	災害対策本部等の指示に従い応急対策
E	青森県太平洋沿岸に津波警報が発表された場合(震度5弱以上の地震による) 予想される津波の高さ (1m ~ 3m)		災害対策本部等の指示に従い応急対策	医療、助産及び保険に関すること。 福祉Gの応援	避難所運営、福祉施設の調整	災害対策本部等の指示に従い応急対策	災害対策本部等の指示に従い応急対策
F	町域で震度6弱以上の地震が観測された場合、または、青森県太平洋沿岸に大津波警報が発表された場合 予想される津波の高さ (3m以上)	非常体制	災害対策本部の設置 防災計画上の活動実施	災害対策本部の設置 防災計画上の活動実施	災害対策本部の設置 防災計画上の活動実施	災害対策本部の設置 防災計画上の活動実施	災害対策本部の設置 防災計画上の活動実施

※1 その他の職員については、所属長や総務課長の指示によりいつでも登庁できるよう準備体制とする。

※2 各課で被害調査や情報収集をまとめ総務課へ連絡する。

※3 参集した際には被害のあるなしにかかわらず、参集した人の名前と人数、それぞれの参集、解散時間を報告する。

※4 震度の確認については三八上北で速報が出た場合、速報の情報で参集行動をとり、町役場に向かっている途中で、町域の震度が動員基準以下の震度である場合は、各課の課長、または、対策要員へ連絡したうえで、町役場への参集は行わない。

※5 体制の名称は、階上町地域防災計画の対策本部班の名称と同一である。

第4章 防災事務に従事する者の安全の確保等

1 防災事務に従事する者の完全の確保

避難広報や避難誘導を行う職員、消防団員、民生委員等の防災事務に従事する者が、津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間、出動時間、退避時間等を考慮して退避ルールを確立する。

2 防災施設の安全対策の検討

災害対策本部や防災行政無線の通報設備が設置される町役場庁舎、消防署や消防団詰所などの防災施設の安全性の点検、移転を含めた安全対策の検討を実施する。

第5章 津波情報の収集・伝達

1 津波情報等の収集

町は、町内において震度4以上の地震が発生し、または、青森県太平洋沿岸に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたときに、警戒体制をとり、テレビ、ラジオ、ホームページ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等から津波情報を収集する。

2 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報、または津波注意報を発表する。また、津波による被害の心配がない場合、若干の海面変動が予想される場合には、津波予報が発表される。

■表6 大津波警報等の発表基準と津波高さの予想の区分

分類	発表基準 (H: 予想高さ)	発表する津波の高さ		解説文
		数値的表現	定性的表現※	
大津波警報	10m<H 5m<H≤10m 3m<H≤5m	10m超 10m 5m	巨大	①大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。 ②沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 ③津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで、安全な場所から離れないでください。
津波警報	1m<H≤3m	3m	高い	①津波による被害が発生します。 (以下、大津波警報の②・③と同様)
津波注意報	0.2m≤H≤1m	1m	(なし)	①海の中や海岸付近は危険です。 ②海の中にいる人は直ちに海からあがって、海岸から離れてください。 ③潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

定性的表現：発生した地震の震源などが不明瞭で、予想される津波の高さが不明確な場合に、津波の高さを表現するために使われます。

気象庁は、大津波警報、津波警報、または津波注意報を公表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを津波情報として発表する。

■表7 津波情報の種類

津波到達予想時刻と予想される津波の高さに関する情報
津波観測に関する情報
沖合の津波観測に関する情報
地震の震源、規模に関する情報

3 津波実況の情報収集

避難指示等の発令は、大津波警報等の通知を受けた場合が基本となるが、津波の実況情報を収集することにより、救助・救出活動等の災害応急対策の迅速な実施に役立つ。また、予想された津波の高さよりも高い津波が観測されたような場合には、避難指示等の発令に役立てる。津波の実況把握は、以下による。

- (1) 気象庁が発表する津波情報
津波観測に関する情報、沖合の津波観測に関する情報
- (2) 津波監視カメラ（平成 25 年春運用開始予定）
町は、津波発生の危険性がある場合は、海面監視による津波監視を行い、異常を覚知した場合は、表 8 に定めるところにより伝達する。

■表8 津波監視の実施方法と伝達

海面監視地点	実施責任者（機関）	連絡手段	伝達先
大蛇海岸	階上町	(光ファイバーケーブル)	階上町役場
榊海岸			
道仏海岸			
小舟渡海岸			

4 大津波警報等の伝達系統と伝達手段

- (1) 住民への伝達
気象庁が発表した大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報は、表 9 に示すようにあらゆる手段を用いて、直ちに住民等に伝達する。
なお、大津波警報等の住民への伝達責任者は、総務課長または総務課員とする。

■表9 住民等への伝達手段

分類	J-ALERT		打鐘標識 消防団	その他 総務課
	サイレン	音声放送		
津波注意報	(なし)	津波注意報が発表されました。 海岸付近の方は注意してください。	●—●—● ●—●	広報車、防災行政無線、戸別受信装置、ホームページ、ほっとメール、エリアメール等
津波警報	5秒吹鳴、6秒休止×2回	津波警報が発表されました。 海岸付近の方は高台に避難してください。	●—● ●—●	
大津波警報	3秒吹鳴、2秒休止×3回	大津波警報が発表されました。 海岸付近の方は高台に避難してください。	●—●—●—●	
解除	(なし)	(なし)	● ● ●—●	

(2) 関係機関への伝達

大津波警報等を受領した総務課長または総務課員は、町長または副町長に報告するとともに、その指示を得て関係機関に通報する。なお、町長または副町長が不在等の場合には、総務課長または総務課員が通報を行う。関係機関への通報は、表10による。

■表10 関係機関への伝達系統と伝達手段

伝達責任者	伝達先	電話番号	伝達方法	
			勤務時間内	勤務時間外
町長 副町長 総務課長 総務課員	庁舎	/	庁内放送 内線電話	電話
	階上分署		88-2105	電話
	消防団長	89-2622		

(3) 伝達に際しての注意点

町は、津波に関する情報を伝達するに当たり、以下の点に注意する。

- ア 津波に関する情報が、住民および観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること
- イ 地震が発生した場合、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うこと
- ウ 船舶に対する津波注意報・警報の伝達は、階上漁業協同組合を通じて行う
- エ 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

第6章 避難指示等の発令

1 避難勧告、避難指示の発令基準および発令内容

避難勧告、避難指示の発令基準および発令内容は、表11のとおりとする。

■表11 避難指示等の発令基準と対象地域

区分	発令基準	対象地域	発令内容(例)
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 津波注意報が発表され、事前に避難を要すると判断されるとき 強い地震(震度4程度以上)、または長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難を要すると判断されるとき 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 海の中や海岸付近 	<p>階上町総務課よりお知らせします。津波注意報が発表されました。海の中や海岸付近にいる人は、直ちに海岸から離れて、徒歩で標高の高い所へ避難してください。</p>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報が発表されたとき 法令(気象業務法施行令第8条)の規定により、災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった場合に、町長が自ら津波警報を発表したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 避難対象地域のうち、JR八戸線より海側 	<p>階上町総務課よりお知らせします。津波警報が発表されました。JR八戸線より海側にいる人は、直ちにJR八戸線より山側へ徒歩で避難してください。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 大津波警報が発表されたとき 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められたとき 法令(気象業務法施行令第8条)の規定により、災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった場合に、町長が自ら大津波警報を発表したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 避難対象地域 	<p>階上町総務課よりお知らせします。大津波警報が発表されました。標高の低い場所にいる人は、直ちに緊急避難場所へ走って避難してください。</p> <p>状況によっては、命令口調で、「逃げろ、高台に逃げろ」と連呼する。</p>

なお、避難勧告等の定義を表12に示す。

■表12 避難指示等の定義

区分	定義
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 住民等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め促すためのもの
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 被害の危険が目前に切迫している場合に発令され、避難勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のために立退かせるためのもの

2 避難勧告、避難指示の発令手順

避難勧告、避難指示の発令および解除は、町長が基準に該当する事態を認知した後、直ちに行う。町長が不在または町長に連絡がとれない場合は、副町長、教育長の順位でこれを代行する。

なお、特別な場合は、避難勧告、避難指示を警察官、海上保安官、自衛官等が実施し、町長に通知する。

3 避難勧告、避難指示の伝達方法

避難勧告、避難指示は、本計画第5章「津波情報の収集・伝達」に定めるところによるほか、警察官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その周知徹底を図る。

4 避難勧告、避難指示の解除

- (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された場合
- (2) 法令の規定により町長が発令した大津波警報、津波警報を解除した場合

第7章 平常時の津波防災啓発

1 津波防災啓発

津波発生時に円滑な避難が行われるよう、津波防災訓練マニュアル等に基づき、住民に対して津波の基礎知識や津波に関する心得の普及啓発を図る。

2 津波に対する心得

津波避難において、住民等が認識しておく必要がある事項は、表13に示すとおりである。

■表13 津波に対する心得

番号	内容
①	強い地震（震度4以上）の揺れ、または、弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
②	地震を感じなくても、大津波警報、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
③	正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
④	津波注意報でも、海にいる人は、直ちに海から上がって海岸から離れる。
⑤	津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまで、気をゆるめない。
⑥	避難に備えて、懐中電灯、飲料水、防寒具等の非常持出品を準備する。

3 津波防災啓発の内容

津波防災啓発の内容は、表 1 4 に示すとおりである。

■表 1 4 津波防災啓発の内容

番号	項目	内容
①	過去の津波被害記録	古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害
②	津波の発生メカニズム	津波発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎組織
③	津波避難マップ	津波浸水想定区域、緊急避難場所等を示す津波避難マップの記載事項
④	津波避難計画	大津波警報等の発表基準と発表されたときに取るべき行動、避難勧告・避難指示の内容と発令基準、情報の伝達経路、緊急避難場所、避難路等
⑤	日ごろの備えの重要性	津波防災訓練参加、現地における緊急避難場所や避難路の確認、非常持出品の準備、家族の安否確認方法の確認、家具の耐震固定等

4 普及・啓発

家庭、学校、地域社会（自主防災組織、町会組織、消防団等）、事業所等において、津波に対する心得の普及・啓発に当たる。また、町は、強い地震（震度 4 以上）を感じた場合は、住民が、避難勧告を待たず、自主的に避難の準備をするよう啓発をする。

5 自主防災組織の育成

自主防災組織は地域の安全を守るために基礎となる地域組織であり、津波対策をはじめ、防災の観点からも組織の育成を促進しなければならない。組織の育成に当たっては、各地区の実情に配慮し、住民が自発的に参加できる方策を考慮する。

6 防災リーダーの育成

消防団員、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者等の中から、津波対策をはじめとする防災リーダーとなる人材の育成をする。

7 ワークショップの開催

町は、対象となる地区および自主防災組織、消防団を支援し、町が作成した津波避難マップを基に、避難所、避難路、避難経路、危険箇所などを確認する「ワークショップ」や「図上訓練」を定期的実施する。また、児童・生徒へ発達段階に応じた体験学習等を実施し津波知識の向上を図る。

第8章 津波防災訓練

津波避難対策の課題検証と、関係機関および住民の自主防災組織との協調体制を強化する目的で津波防災訓練マニュアルに基づき、津波防災訓練を実施する。訓練参加者には、津波に関する啓発を行い、併せて訓練終了後には検討会を開催して、訓練内容、方法、問題点等の検証に努める。

1 訓練の目的、体制

津波発生時の円滑な避難に資するため津波防災訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、住民はもとより、社会福祉施設、学校、医療施設、漁業関係者、沿岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者、ボランティア等の参加を得ながら、地域が一体となった実施体制を確立する。

2 訓練の内容等

津波被害が発生する地震を想定し、震源、津波の高さ、津波到達予想時間、津波の継続時間等を想定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った訓練項目を設定する。その際、最大クラスの津波やその到達時間を考慮した具体的かつ実践的な訓練が行えるよう努める。

また、実施時期についても、夜間、異なる季節等を設定し、各々の状況に応じて円滑な避難が可能となるように避難体制を確立する。

3 訓練の項目

地域の実情を踏まえ、下記の項目について実施する。

- (1) 要員参集訓練および本部運営訓練
- (2) 津波情報の収集・発令・伝達訓練
- (3) 津波を想定した避難訓練
- (4) 津波防災施設操作訓練
- (5) 津波監視・観測訓練
- (6) 学童園児引き取り訓練
- (7) 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (8) 炊き出し（給食・給水）訓練
- (9) 図上訓練

4 訓練結果の検証

訓練の第一の目標は、実際に避難を行い、避難ルートの確認を実施したり、情報機器や津波防災施設の操作方法を習熟することであるが、想定されたとおりの避難対策が実現可能か検証する場でもある。訓練結果を検証し、課題の抽出、整理、解決を図り、次の訓練につなげるとともに、津波避難計画に反映させる。

第9章 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

1 情報伝達

- (1) 観光施設、宿泊施設等の施設管理者がいる場合には、防災行政無線や戸別受信機の設置等により伝達手段を確保する。
- (2) 屋外にいる者に対しては、防災行政無線、屋外拡声器、電光掲示板等により伝達する。

2 避難所等の看板、誘導標識の設置

町は、観光客等、地理不案内の外来者に対しては、津波に対する心得や海岸地域の津波の危険性、避難所等を掲載した津波避難マップを釣具店や宿泊施設において掲示するように要請する。また、海拔、津波浸水想定区域、避難方向（誘導）や避難所等を示した案内看板等の設置に努める。

第10章 災害時要援護者の避難対策

1 環境整備

町は、避難所、避難路等の指定に当たっては、地域の災害時要援護者の実情を踏まえ、安全性や利便性に配慮した案内板等を設置して環境整備に努める。

2 情報伝達

津波予報、避難勧告等の住民等への伝達手段は、防災行政無線等の音声伝達が主体となっている。そのため、町は、情報の伝わりにくい災害時要援護者に対しては、自主防災組織や消防団および近隣者による支援体制の確立を目指す。

3 社会福祉施設等の避難対策

町は、社会福祉施設等においては、施設管理者等に対し、施設利用者の安全を確保するための体制整備や施設整備について指導する。

4 在宅者への対策

- (1) 町と自主防災組織は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人等災害時要援護者の人数および介護者の有無等の状況を把握し、民生委員や地区社会福祉協議会等と連携を図り、地域全体で避難誘導、情報伝達、救助等の体制を整備する。
- (2) 津波警報等の発表により、町長から避難勧告又は避難指示が発令されたときは、(1)に掲げる者の避難所までの介護および搬送は、自主防災組織を中心に、消防団、民生委員、地区社会福祉協議会等が協力して行う。

5 啓発

町は、災害時要援護者やその家族に対し、防災パンフレット等の配布や、地域の防災訓練への参加等について積極的に呼びかけを行うなど、避難の際の行動や津波に対する知識について啓発する。

第11章 小学校、中学校の避難対策

町は、小学校および中学校の避難計画を別に定める。

- (1) 階上町立小中学校地震等防災応急計画
- (2) 津波防災教育カリキュラム



東日本大震災の津波記念碑の裏側